

「山口市の生活環境の保全に関する条例の一部改正（素案）」（太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理）
に対する御意見及びこれに対する市の考え方

1 募集期間 令和7年11月27日（木）～令和7年12月26日（金）

2 意見提出者 3名（8件）

意見者	意見の要旨	意見に対する市の考え方
意見者1	<p>① 本素案に関し、定期的に市が監査に入る事を要望いたします。当地で、大規模な太陽光発電所がありますが、工事中、工事后に起きた事案を報告いたします。(1)山にある樹木伐採したのち、敷地に埋めるという開発がなされました。(2)開発土木工事で、既設電柱の根本まで、掘削され、電柱が倒壊する危機。道路反対側に移転する工事が必要となりました。(3)状況を中国電力に報告しましたが、工事中止する権限がないとのこと(4)完成後2度に渡る大水が発生し、土石が市道を覆う事案が発生しました。いずれも、市が監査に入り、事業者へ介入していただければ、未然に防げたと感じております。今後の改善にお役にたてればと思い意見を申し上げます。</p>	<p>① 本条例では、今後設置されるものについては、届出により関係法令の遵守事項を含めた事業内容を把握するとともに、報告及び検査、助言及び指導、勧告及び命令を位置づけ、対応することとしております。今後、国・県とも連携し、実効性の確保を図りたいと考えています。</p>
意見者2	<p>① （太陽光発電事業者の責務）第35条について 太陽光発電事業者の責務として、将来の破産や事業継続が困難な状況に備え、あらかじめ撤去費用等について、事業総額に応じた供託を義務付けるべきでは。</p>	<p>① 破産等、事業継続が困難となった場合に備え、事業者には、費用を積立その他の方法により確保することを義務付けることとしております。また、そのような事態に際し、土地の所有者への、速やかな撤去等の義務付けを定めています。 まずは、報告及び検査等を通じ、市としてその実効性を確保していきたいと考えています。</p>

意見者2	<p>② (事前協議) 第37条について</p> <p>事業予定者は、事業を実施しようと計画する早い段階において、市と協議を行うことが義務付けられているが、これは、これから事業区域用地を購入しようと計画した段階を含めるべきでは。用地購入が済んだ後に、周辺関係者に説明をされても、機を逸する恐れがある。</p>	<p>② 本市としても、用地購入前の段階からの事前協議を想定しており、条例施行にあたり、その旨十分な周知を行うこととしています。</p>
	<p>③ (事業計画の届出) 第39条について</p> <p>届出の際に提出する書類には、周辺関係者全員の同意書を添付させるべきでは。周辺関係者全員の同意がない以上、事業計画が進展することができないように制限を設けるべきでは。</p> <p>また、保険に加入したことがわかる書類については、毎年の保険料の支払いがされていることを継続して確認する必要があるのである。</p> <p>特に山口市農山村エリア居住促進計画において、「地域拠点形成促進区域」と位置付けされたエリアについては、良好な居住環境が保全されるよう、太陽光発電施設の建設を制限するなど、より厳しい規制を設けるべきでは。</p>	<p>③ 周辺関係者全員の同意を事業実施の要件とすることについては、事業実施の決定権を周辺関係者に委ねることで、事業者とのトラブルのリスクを周辺関係者に負わせるおそれがあること等を勘案し、義務付けしないこととしています。</p> <p>保険料の支払い確認については、「意見者1①に対する市の考え方」のとおりです。</p> <p>地域拠点形成促進区域における建設の制限については、憲法上の権利である財産権への制約のためには厳しい要件が求められることから、全市域を対象に良好な生活環境に影響を与える行為を禁止する内容の条例としています。</p>
	<p>④ (異常発生時の対応等) 第44条について</p> <p>既存の太陽光発電施設の管理が不十分で、周辺環境に悪影響を与える場合、撤去などの指示が強く行えるよう、条例で対応して欲しい。</p>	<p>④ ③のとおり、本条例は、建設を制限するものではありませんが、良好な生活環境への影響が危惧され、条例で定める規定に違反した行為については、国や県とも連携し、助言及び指導、勧告及び命令、違反の公表に基づき対応することとしています。</p>

意見者2	<p>⑤ 経過措置について</p> <p>既存事業については、異常が発生した場合に備えての第三者賠償保険の加入や事業廃止時の処分費用の確保について適用除外とされているが、山口市が野放図な太陽光の管理について事業者にお墨付きを与えることにならないか。</p>	<p>⑤ 既存事業については、遡及適用禁止の原則に基づき、遡って条例を適用することに伴う新たな負担を求めるることは考えておりません。国の事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）では、再エネ法に基づく事業については、火災保険や地震保険、第三者賠償保険等への加入が努力義務とされ、その他の事業についてもガイドラインを参考に事業を行うことが望ましいとされています。</p> <p>なお、維持管理等については、既存事業についても条例を適用し、適切な対応を求ることとしております。</p>
意見者3	<p>① 手続き</p> <p>設置計画は、土地の取得前に地元が分かるようにして頂きたいこと。</p> <p>（理由等）過疎進行地域においては、土地所有者が地区外に居住していて、地区外の業者が開発、設置、事業を行うような例が多くみられるようになり、地域の核づくり等地域振興計画の推進上困難が生じます。地区内に居住していても、近隣の住民が知らないうちに計画が進行している場合もあります。</p>	<p>① 「意見者2②の市の考え方」のとおりです。</p>
	<p>② 維持管理等</p> <p>太陽光発電設備および事業区域の維持管理のための責任者を明確化して頂きたいこと。</p> <p>（理由等）現状、土地所有者や事業者が1回だけでなく2回も変更されている例もあり、説明会時点で確認された維持管理上の責務を確実に履行する責任者と連絡先が不明となっている場合があります。</p>	<p>② 本条例では、市への事業計画の届出に加えて、周辺関係者への説明会の開催や、事業区域における標識の設置等を義務付けており、周辺関係者にも責任者が明確化されるものと考えております。また、事業者が変更される際にも、届出や説明会の開催、標識の修正等を必須とすることで、責任者の情報が把握できると考えております。</p>